

# 問(仮称)町道鷹ノ巣・二本松線の道路建設と将来構想との関係は

答 町の将来構想と密接に関連する道路計画です

問 道路計画の建設スケジュールと住民に対する説明会の開催について伺います。

町長 第1工区については令和2年度から詳細設計業務等の実施を予定しています。その後、用地測量業務等を行い、用地買収に入ります。令和10年度までに完成させる予定です。第2工区については、第1工区の進捗を見ながら判断します。いずれの工区についても住民に対し十分な説明を行いながら業務を進めてまいります。

問 道路の周辺は開発エリアとなつていますが、どのような開発を考えていますか。

町長 平成30年度に土地利用調査を行っており、今後は地元説明などを行い、皆さま方の意見を拝聴しながら開発を進めてまいります。

# 祝金の申請漏れがないように

問 本年度新規事業「出産・入学等祝金事業」は、子育て支援少子化対策として高く評価されますが、新制度スタートの4月1日以降に生まれた第3子以降の子どもすべてが対象とならず、本町に転入手続き後3年間の居住実績が要件とされています。3年間と定めた理由、考えを伺います。

町長 本町での出生数は減少傾向にあり、少子化改善のための事業です。保護者の住民登録が引き続き3年以上あり、居住の意思があることを要件としております。出産日時点で住民登録期間が3年に満たない場合は、転入日から3年経過後の翌月に出産祝金申請が可能です。

問 転入日から3年経過したあと、さかのぼって申請できるという事ですね。申請期間は1か月間です。

答 少子化対策の事業であり、転入日から3年経過後の翌月にも申請が可能

# 問 出産・入学等祝金事業3年間の居住を要件とした理由は



4月から開始された祝金事業

あり、申請漏れのないように、転入届の関係から、町からの働きかけが必要ではないでしょうか。

子育て支援課長 定住促進の考えから、3年の住所登録要件を設け、祝金は児童の成長過程に応じた支給としました。第3子出産時、住民登録3年に満たない方については、住民課と連携をと

菅澤 久議員 (所要時間60分)



問 開発に伴い農地法など関係する諸法令をクリアする必要がありますが問題はありませんか。

町長 農振除外のほか、都市計画係する多くの諸法令手続きを一つ一つクリアしていかなければ実現できない事になります。

# 高齢世帯の見守りを

問 高齢独居世帯・高齢夫婦世帯の現状と今後の対応について伺います。

町長 高齢独居世帯は497世帯、高齢夫婦世帯は524世帯です。今後も高齢化の進展が予想される中、地域支え合いの仕組みの強化、見守り体制の強化を図り、高齢者福祉の向上に努めてまいります。

問 高齢独居世帯等の見守り活動について、区長会に協力をお願いしてはどうでしょうか。

町長 区長会に提案するにあたり、諸課題を整理したうえで進めてまいります。

# 消防団の今後は

問 多古町消防団の定数と現在の登録団員数は。

町長 消防団は消防組織法で定められていますが、現在の定数は513名であり、本年4月1日現在の登録団員数は502名です。

問 今後、消防団を支える実質団員数の減少が心配されますが町の考えは。

町長 消防団なくして町



町を守る500名以上の消防団員

に安全・安心はあり得ません。消防団員を確保するため、加入促進に向けて努力しているところです。今後は、女性消防団の組織化など、将来を見据えた消防体制の検討が必要と考えます。

# 町のPRや人材活用を

問 町をアピールするためどのようなことを行っていますか。また、町出身者の人材活用をどのように考えていますか。

町長 東京駅や品川駅構内などにおいて「多古町」と「ふるさと多古町あじさい祭り」のPRキャンペーンを実施したほか、「出張！なんでも鑑定団 in 多古」を誘致するなど、さまざまな手法を活用し、PR活動に取り組んでいます。人材活用については、各課で開催する各種講演会や講座、教室等の講師に地元出身の著名人の活用を積極的に検討します。

# 国保均等割の廃止は

問 広域化2年目となる本年度より、本町は国民健康保険税の資産割が廃止され軽減対策が進みます。しかし、多子世帯均等割は従前どおりです。年収400万円、子ども2人の4人世帯において、町保険税と協会健保保険料の比較では、約16万円国保負担の方が多数値が示されており、全国知事会・市長会は、国保に公費1兆円投入と18歳以下の子どもに対する均等割廃止を求めています。町の見解を伺います。

町長 子どもの均等割軽減・免除のための負担軽減対策としての意味合いがあります。国保税は受益者負担を原則としており、一般的に所

# 税務課長

多子世帯、ゼロ歳児からの子どもにも保険料がかかる点は、制度的に改めていただくよう、国で措置していただきたいと考えています。一市町村で行うべき措置ではないものと現時点では考えております。

問 18歳以下第3子以降にかかる均等割影響額について示してください。

税務課長 本年度該当世帯34世帯、18歳未満の被保険者数46人です。均等割の医療分、後期高齢者支援分、合わせて3万円となり、個別には軽減世帯もありませんが、最大値13.8万円となります。

※18歳未満の均等割(一人あたり)：医療分1万8千円、後期高齢者支援分1万2千円

石渡悦子 議員 (所要時間60分)

